

 THE ADECCO GROUP 第三者行動規範	発効日：2023年01月01日
	最後変更日：2022年12月11日
	文書番号：09.04
	バージョン置換:サプライヤー行動規範
	ページ1/12

目次

1.はじめに	3
2.目的と範囲	3
3.ビジネス インテグリティ	3
3.1 本規約、規則および法律の遵守	3
3.2 外国貿易法の遵守	4
3.3 汚職、賄賂、経済犯罪の防止	4
3.4 公正な競争	4
3.5 利益相反	5
3.6 知的財産の保護	5
3.7 データのプライバシーおよび守秘義務	5
3.8 IT セキュリティ	5
3.9 広告とソーシャルメディア	5
3.10 インサイダー取引	6
4.人権と雇用の実践	6
4.1 公平性、多様性、包括性	6
4.2 強制労働の禁止	6
4.3 児童労働の禁止	7
4.4 賃金と雇用福利厚生	7
4.5 健康と安全	7
4.6 結社の自由	8
4.7 不正雇用	8
5.環境規制と保護	8

 THE ADECCO GROUP 第三者行動規範	発効日：2023年01月01日
	最後変更日：2022年12月11日
	文書番号：09.04
	バージョン置換:サプライヤー行動規範
	ページ2/12

6.実施	8
6.1 デューデリジェンスとモニタリング	8
6.2 サプライチェーンコンプライアンス	9
6.3 違反行為	10
7.不正行為の報告	10
8.附属書 1:重要用語集	10
9.附属書 2:第三者認定	12

 THE ADECCO GROUP 第三者行動規範	発効日：2023年01月01日
	最後変更日：2022年12月11日
	文書番号：09.04
	バージョン置換:サプライヤー行動規範
	ページ3/12

1.はじめに

アデコグループ（以下、「グループ」と称する）のグローバルな活動は、世界中のさまざまなパートナーとの協働作業で成り立っています。相互の信頼は、リスクを軽減し、第三者やステークホルダーとの強い関係を構築するのに不可欠です。

当社の第三者行動規範（以下、「本規範」と称する）は、2022年10月に改訂され、長期的・持続的かつ成果ある未来に向けて、第三者と協働することをより強く宣言します。

2.目的と範囲

人材サービスの業界リーダーとして、私たちは誠実にビジネスを行う必要性を自覚しています。私たちは、国連グローバルコンパクトに署名し、人権、労働、環境（ESG）、腐敗防止に関する10原則を尊重し支持します。詳細はこちら：<https://www.unglobalcompact.org/aboutthegc/thetenprinciples/index.html>。

サプライヤーの選定にあたっては、トータルコスト、品質、本行動規範の要求事項遵守に重点を置きます。アデコグループでは、当社と同様に企業倫理、誠実さ、持続可能性を重視する第三者と協力することを希望します。

当社の第三者行動規範には、アデコグループが第三者が遵守を求める、ビジネスの一般原則、誠実ささと倫理、労働基準と社会基準、環境、関連する管理システムおよびデューデリジェンスに関する最低基準が記載されています。

アデコグループのために、またはアデコグループに関係して業務を遂行する場合、当社は、従業員、代理人および下請け業者を含む当社のサプライヤーが、この行動規範の基準を尊重し、遵守することを期待します。サプライヤーは、その従業員、代理人、および下請業者を適切に訓練する責任があります。

3.ビジネス インテグリティ

3.1 本規約、規則および法律の遵守

第三者は、この規範、適用規制および法律に準拠するプロセスと適切な管理を行うこととします。第三者は、製品またはサービスを提供する前に、必要なすべての許可、ライセンスまたはその他の承諾（ある場合）を取得していることを確認してください。

 THE ADECCO GROUP 第三者行動規範	発効日：2023年01月01日
	最後変更日：2022年12月11日
	文書番号：09.04
	バージョン置換: サプライヤー行動規範
	ページ 4/12

3.2 外国貿易法の遵守

第三者は、適用される経済制裁および輸出管理に関する法令を遵守し、自身またはアデコグループを、適用の経済制裁および輸出管理に違反する立場に置くような行為を避けるものとします。

3.3 汚職、賄賂、経済犯罪の防止

第三者は、適用される汚職防止法を遵守し、その活動の範囲内で直接または間接的に、あらゆる汚職や影響を与える貿易を防止、検出、制裁する適切な措置をとるものとします。

第三者は、直接的または間接的に（仲介者または下請業者を通じて）、業務獲得または維持のために個人的または不適切な利益を提供、規定、または供与し、その見返りとして公的または民間かを問わず第三者からその他の不適切な利益を得ることを禁じるものとします。賄賂の勧誘、受領、提供、約束、支払、または円滑化支払や政治献金、を含むその他の不適切な支払、もしくはアデコグループに直接、または第三者を介して賄賂と受け取られる可能性のある優遇措置の授受は、直接か第三者かを問わず禁止されています。提供された贈答品や接待にかかわらず、アデコグループは、会社の業務に関連して不当な影響を与える、または与えるように見えると考えられる状況での贈答品や接待の提供および受領を禁止しています。

また、第三者は、その活動範囲において、経済犯罪に対するすべての適用法を尊重し、マネーロンダリング活動を含む経済犯罪に直接的または間接的にアデコグループが関与することを容易にする、またはその可能性のあるサービスを提供したり、取り決めに結んだりしないものとします。第三者は、違法行為(テロリズム、避税、詐欺など)に資金を流し、または支援しないものとします。

3.4 公正な競争

第三者およびその担当者は、単独でまたは他の法人もしくは個人と共同して、適用される独占禁止法および競争法に基づきいかなる不正な競争も行わないものとします。第三者は、具体的には、公式または非公式で、アデコグループとの関係に関連して、不正に競争を制限したり、価格、報酬、利益を設定したり、アデコグループに関連し、またはアデコグループに代わって顧客、市場、人材、サービスを割り当てる契約を締結しないものとします。

 THE ADECCO GROUP 第三者行動規範	発効日：2023年01月01日
	最後変更日：2022年12月11日
	文書番号：09.04
	バージョン置換: サプライヤー行動規範
	ページ5/12

3.5 利益相反

第三者は、個人の利益に基づくことなく、会社の利益のために経営上の意思決定を行うものとします。。 第三者は潜在的な利益相反をすべてアデコグループの連絡先または compliance@adecgroup.com のメールアドレスに開示するものとします。 第三者は、従業員間の利益相反を管理するために適切な措置を講じるよう努めなければなりません。

3.6 知的財産の保護

第三者は、アデコグループおよびその他の企業の知的財産権を尊重するものとします。 第三者は、アデコグループの知的財産を、アデコグループが許可しない方法で使用しないものとし、また、アデコグループの、またはアデコグループとの業務をサポートするために、またはそれに関連して、他者の非許可のソフトウェアや技術を使用しないものとします。

3.7 データのプライバシーおよび守秘義務

アデコグループ、その従業員、顧客およびその他の第三者のプライバシー権および利益を確実に保護するために、第三者は、アデコグループとの関係において取得した個人データまたは機密情報を、アデコグループの許可および指示に従い、適用法および規制の要求に従ってのみ保護および開示するものとします。 また、第三者は、個人データおよび機密情報を、不正かつ違法な使用、開示、アクセス、紛失、変更、損害および破壊から保護するものとします。

3.8 ITセキュリティ

第三者は、アデコグループ、アデコグループの顧客およびその他の第三者から取得された物理的および電子的資産を含む情報を保持し、保護するために、アデコグループの要件を満たすセキュリティ管理を行うものとします。

3.9 広告とソーシャルメディア

第三者は、アデコグループの書面による同意なしに、アデコグループについて言及したり、アデコグループの機密情報を宣伝に使用したりしてはならないものとします。 第三者は、ソーシャルメディアプラットフォームにおいて、無礼な行為、専門外の行為、嫌がらせ、中傷、差別、および禁止されている行為を取らないものとします。

 THE ADECCO GROUP 第三者行動規範	発効日：2023年01月01日
	最後変更日：2022年12月11日
	文書番号：09.04
	バージョン置換: サプライヤー行動規範
	ページ6/12

3.10 インサイダー取引

第三者は、アデコグループに在籍中または在職中に入手したか否かにかかわらず、インサイダー取引、インサイダーディーリング、不適切な内部情報の調達や開示に関与してはなりません。会社の内部情報を保有している第三者は、当該会社の証券を購入または販売しないものとします。

4. 人権と雇用の実践

第三者は、国際的に宣言された人権規則および法令を満たす労働条件を維持するものとします。国際的に認知された中核的人権は、国際人権諸条約に記載されています。アデコグループは、国境を越えて人材を募集したり、国内での人材移動を行ったり、難民、女性、障害者、若年労働者などの脆弱性や周縁化により人権が侵害されるリスクが高い個人やグループが関与する活動など、脆弱性が存在する場合に特に注意を払っています。状況に応じて、第三者は、社会的基準に関する追加の基準、協定、ガイドライン(労働法および職場の健康と安全に関する法的規定を含む)を検討する必要がある場合があります。

4.1 公平性、多様性、包括性

第三者は、人々が尊厳と公平さを持って扱われ、個人の違いが尊重され、誰もが意見を述べたり考えを提供することに安心できる、包括的で多様な文化、そして共に働くすべての人々の尊重と機会均等の環境を促進・維持しなければなりません。第三者は、雇用または雇用実践において、個人を差別しないものとします。これには、性別、性的指向/LGBTQIA+/性的同一性または性表現、家族/婚姻状況、妊娠、年齢、民族、遺産、国籍、社会的または経済的背景または出身、カースト、宗教/信条、政治意見、容姿、障害（視覚または不可視の）、組合員、または第三者が事業を行う適用法で保護されるその他の個人的特性に基づくいかなる差別も含まれますが、これだけに限定されません。

4.2 強制労働の禁止

第三者は、人身売買、奴隷制度、隷属、強制労働、拘束または非自発的労働を利用したり、それに加担しないものとします。第三者は、自身の組織内だけでなく、サプライチェーンにおいても適切な対策と管理の仕組みを導入することにより、これらの行為への対処に貢献するものとします。第三者は、身分証明書、パスポート、その他の居住証明書の原本、またはその他の個人財産を保持しないものとします。第三者は、候補者や求職者に手数料や関連費用を請求し

 THE ADECCO GROUP 第三者行動規範	発効日：2023年01月01日
	最後変更日：2022年12月11日
	文書番号：09.04
	バージョン置換: サプライヤー行動規範
	ページ7/12

たり、雇用条件として従業員に保証金やその他の担保の提供を要求したり、従業員が合法的な契約条件下で離職する権利を制限したり、そのために何らかの罰則を科したりしないものとします。

4.3 児童労働の禁止

第三者は、就労に必要な法定最低年齢に達していない者または15歳未満の者を雇用してはならず、ILO（国際労働機関）条約第138号の途上国例外規定の適用を受ける国においては、14歳未満の者を雇用しないものとします。ILO（国際労働機関）第182号条約では、18歳未満の労働者を危険業務に従事させてはならないとしています。

第三者は、児童労働の利用、すなわち児童にとって危険または有害であり、かつ／または児童の就学を妨げるような労働を決して支援しないものとします。第三者は、従業員を新規で任命する際、生年月日を確認し、人事ファイルに記録するものとします。

4.4 賃金と雇用福利厚生

第三者は、関連業界において公正かつ競争力のある給与および雇用手当を支払い、同一賃金および給与の透明性に関連する規則および規制を含みますがこれに限定されない、全世界で適用される全ての賃金および報酬に関する法律を遵守するものとします。国境を越えて人員を派遣する場合、特に最低賃金に関する適用可能な法的要件はすべて遵守されるものとします。第三者は、世界的に適用されるすべての労働時間に関する規制を遵守するものとします。

4.5 健康と安全

第三者は、その従業員の健康と安全に対して責任を負い、適用されるすべての地域および国際的な規制と法律に沿った健全で安全な労働環境を提供するものとします。また、健康および安全に関する事件や事故を最小限に抑え、対応するよう努め、適切な個人保護具を提供するものとします。

第三者は、従業員の健康、衛生および安全に対するリスクをもたらすあらゆる危険を検出、回避し、可能な限り軽減するための手順および訓練を設定するよう努めるものとします。

 THE ADECCO GROUP 第三者行動規範	発効日：2023年01月01日
	最後変更日：2022年12月11日
	文書番号：09.04
	バージョン置換: サプライヤー行動規範
	ページ8/12

4.6 結社の自由

第三者は、労働者が自由に結社する権利、自ら選択した労働者団体を結成・加入する権利、代表を求める権利、団体交渉を行う権利を、適用法令により許容される限りに於いて尊重するものとします。第三者は、雇用に関して組合員であることを理由に差別してはならず、労働者が組合員資格を放棄し、または組合に加入しないことに同意することを雇用の条件としたり、組合員または勤務外の組合活動への参加を理由に労働者を解雇し、その他不利益を与えないものとします。第三者は、適用される法律および法令に基づき、労働者組織の設立、運営、または管理に干渉する行為を行わないものとします。

4.7 不正雇用

第三者は、雇用主が関係当局に報告義務を果たしていない仕事またはサービスの実施と定義される非正規雇用を行わないものとします。

5. 環境規制と保護

第三者は、環境保護に関して適用される法令および国際基準に従って行動し、環境への悪影響を最小限に抑え、環境保護の継続的な改善を行うものとします。第三者は、理想的には、業務および製品関連の環境保護を規定する法的規制と顧客の要求の遵守を保証し、従業員の訓練活動を支援するプロセス/管理システムまたは組織を備える必要があります。

6. 実施

6.1 デューデリジェンスとモニタリング

必要に応じて、アデコグループは、評価の一環として、第三者に対してリスクベースのデューデリジェンスを実施します。第三者は、アデコグループが実施するデューデリジェンスを促進するため、要請に応じて関連情報を提供することに協力するものとします。

6.1.1 リスク評価とリスクマネジメント

第三者は、その業務に関連するリスクを特定し、管理するために、リスク予防とリスク管理の手順を設けるものとします。

 THE ADECCO GROUP 第三者行動規範	発効日：2023年01月01日
	最後変更日：2022年12月11日
	文書番号：09.04
	バージョン置換:サプライヤー行動規範
	ページ9/12

6.1.2 コミュニケーションとトレーニング

第三者は、本規範で規定された原則と期待を遵守するために、適切なレベルの知識、認識、スキルを確保する適切なコミュニケーション手段、導入、および/またはトレーニングを実施するものとします。

6.1.3 ドキュメンテーション

第三者は、適用される法令および本規範に定める原則への適合および遵守を証明する、必要かつ適切な記録を保持し、またその下請業者および代理人に保持するよう促す必要があります。

6.1.4 監査

第三者は、適用される法令及び第三者関係に関連する原則及び期待への適合を確保するために、定期的な自己評価又はその他の監査手続を利用する場合があります。アデコグループは、継続的なデューデリジェンス活動の一環として、第三者が本規定を遵守していることを確認することがあります。

6.1.5 緩和策とモニタリング

第三者は、アデコグループの内部または外部のデューデリジェンス評価、検査または監査で特定された、あるいは第三者が注意を払うような規範の不備や不遵守を適時に修正できるプロセスを備えている必要があります。

6.1.6 ビジネス継続管理

混乱が生じる事件が発生した場合、第三者は、アデコグループに提供される製品およびサービスに関する業務継続対策を検討する必要があります。

6.2 サプライチェーンコンプライアンス

第三者は、自らの組織において本規範を遵守するだけでなく、第三者が同様の措置を講じることを確保する必要があります。アデコグループの価値観や、法規制の強化により、企業は国際基準に適合するよう求められています。当社は、国際的な期待や必要なプロセス実施を説明し

 第三者行動規範	発効日：2023年01月01日
	最後変更日：2022年12月11日
	文書番号：09.04
	バージョン置換:サプライヤー行動規範
	ページ10/12

た「OECD 多国籍企業行動指針」およびそれぞれの「OECD 責任ある企業行動のためのデューデリジェンス・ガイダンス」を参考文献とします。

6.3 違反行為

第三者行動規範は、アデコグループの第三者とのすべての契約において不可欠な要素です。規範違反の疑いがある場合、アデコグループが実施する調査のサポート目的で、第三者に依頼します。

本規約に違反すると判断された第三者の行為または活動は、是正計画の実施が必要となる場合があります。アデコグループは、違反の重大性に応じて適切な方法で対応する権利を有します。これには、違反行為の即時是正の要求、損害賠償の請求、または雇用関係終了が含まれますが、これらに限定されません。

7.不正行為の報告

第三者は、不適切な業務行為に関する懸念を提起し、本規範の違反を含む不正行為の発生または疑いを報告するために、[アデコ・コンプライアンス&エシックス（以下「ACE」と称する）ライン](#)の利用が奨励されます。アデコグループは、適用される法律に基づき、匿名の通報を受理します。第三者もまた、同様の報告メカニズムを導入する必要があり、このメカニズムは、企業規模によって異なり、善意で行われた不正行為の疑いのある報告に対する報復を禁止する必要があります。

8.附属書 1:重要用語集

「アデコグループまたはグループ」：「集合的に」とは、アデコグループ AG および世界中のその事業部門、子会社および関連会社を意味します。これには、アデコグループ AG が直接的または間接的に過半数の所有権または経営管理権を有する合弁企業も含まれます。「私たち」という用語は、アデコグループを指します。

「エージェント」：アデコグループの代理として行動し、その代理として拘束力のある誓約を行うすべての第三者。

「規約」：アデコグループの第三者行動規範

「コンサルタント」：アデコグループに専門サービスを提供する者。

 THE ADECCO GROUP 第三者行動規範	発効日：2023年01月01日
	最後変更日：2022年12月11日
	文書番号：09.04
	バージョン置換: サプライヤー行動規範
	ページ11/12

「ESG」: 環境、社会、ガバナンスのリスク、機会、および影響。

「政府公務員」 「政府公務員」とは、以下のいずれかの公務員または従業員を含みます：

地方、州、県または国の政府。

政党または政治家候補者。

政府が所有または管理する事業または会社。

国際的な非政府組織、;または

上記のいずれかの近親者(例：親、兄弟姉妹、配偶者または子)。

「仲介業者」：顧客/クライアントとアデコグループの間で契約が締結される代理店・仲介業者。

「第三者」: アデコグループが商品またはサービスを調達するアデコグループ以外の外部の自然人または法人/団体。第三者行動規範の範囲内では、これはサプライヤー/サービス提供者、コンサルタント、代理店、仲介業者、第三者スタッフを意味します。

「第三者関係」: 第三者関係とは、契約または非契約に拘わらず、アデコグループと他の個人または団体との間のあらゆる業務上の合意を指します。第三者の下請、いわゆる第4者の重大なリスクも、この影響を受けます。

「第三者リスクマネジメント(TPRM)」: 第三者（サプライヤー、コンサルタント、仲介者、代理人、サービスプロバイダーなど）の利用に関わるリスクの特定と削減に焦点を当てたリスク管理。

サービスプロバイダー 実際の製品ではなく、専門家によるケアや専門的なサービスを提供するビジネス。

「サプライヤー」: アデコグループに商品やサービスを提供する第三者ですが、アデコグループを代表して法的拘束力のある誓約をする権限を持ちません。

「サブコントラクター」: 他者の契約の義務の一部または全部を履行するために契約を締結する個人または企業。

「スタッフ」: 従業員、第三者のコンサルタント

 第三者行動規範	発効日：2023年01月01日
	最後変更日：2022年12月11日
	文書番号：09.04
	バージョン置換:サプライヤー行動規範
	ページ12/12

9. 附属書 2: 第三者認定

署名する前にこのボックスをチェックしてください:

- 私は、本文書を読み、アデコグループ第三者行動規範の条件および私の活動分野の関連要件受諾を、ここに表明いたします。

承認された署名者による署名、該当する場合は社印押印のこと。

日付: _____

署名: _____

役職: _____